

庁議（令和4年10月11日）結果について

- 1 開催日 令和4年10月11日（火）
- 2 場所 庁議室
- 3 出席者 市長、石田副市長、石黒副市長、教育長
市長室長、企画政策部長、総務部長
- 4 説明者 市民部長、環境部長、都市整備部長、選挙管理委員会事務局長
副病院長兼事務局長、職員課長、人事制度担当課長、固定資産税課長、
市民税課長
- 5 事務局 秘書課長、広報課長、財政課長、行政総務課長
企画政策課長、政策担当長、企画政策課主査
- 6 付議事項

(1) 平塚市手数料条例の一部を改正する条例（案）について

概要	動物の愛護及び管理に関する法律の改正により、平塚市手数料条例の一部改正を行うものである。 (1) 条例第2条別表「10 狂犬病予防法に関する事務」について変更を行う。
結果	審議の結果承認された。

(2) 平塚市職員定数条例の一部を改正する条例（案）について

概要	<p>1 改正理由</p> <p>(1) 新型コロナウイルス感染症への対応等の消防需要の増大に対応するため。</p> <p>(2) 定年引上げ期間中も継続的に新規採用職員を確保し、消防職員の年齢構成を平準化することにより、消防力を維持するため。</p> <p>(3) 働き方改革や女性消防職員の雇用を促進するため。</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 消防職員290人（22人増）</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>職 種</th> <th>現員数</th> <th>増員数</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防吏員</td> <td>265人</td> <td>22人</td> <td>287人</td> </tr> <tr> <td>一般職員</td> <td>3人</td> <td>増減なし</td> <td>3人</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>268人</td> <td>22人</td> <td>290人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 合計1,960人（22人増）</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>現員数</th> <th>増員数</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,938人</td> <td>22人</td> <td>1,960人</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 施行日 令和5年4月1日</p>	職 種	現員数	増員数	改正後	消防吏員	265人	22人	287人	一般職員	3人	増減なし	3人	合 計	268人	22人	290人	現員数	増員数	改正後	1,938人	22人	1,960人
職 種	現員数	増員数	改正後																				
消防吏員	265人	22人	287人																				
一般職員	3人	増減なし	3人																				
合 計	268人	22人	290人																				
現員数	増員数	改正後																					
1,938人	22人	1,960人																					

結果	審議の結果承認された。
----	-------------

(3) 平塚市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（案）について

概要	<p>1 改正理由 地方公務員法等の一部改正に伴い、国家公務員に準じて令和5年度から職員の定年を段階的に65歳まで引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制に関する規定を整備するほか、必要な規定を整備する。</p> <p>2 関係条例 (1) 平塚市職員の定年等に関する条例の一部改正 (2) 平塚市一般職員の給与に関する条例の一部改正 (3) 平塚市職員の退職手当に関する条例の一部改正 (4) 平塚市一般職員の再任用に関する条例の廃止 (5) 平塚市職員の懲戒の方法及び効果に関する条例の一部改正 (6) 平塚市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正 (7) 平塚市一般職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正 (8) 平塚市職員の育児休業等に関する条例の一部改正 (9) 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正 (10) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正 (11) 平塚市一般職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正</p> <p>3 施行日 令和5年4月1日（2（1）の一部については、公布の日）</p>
結果	審議の結果承認された。

(4) 平塚市職員の降給に関する条例の制定（案）について

概要	<p>1 制定理由 地方公務員法第27条第2項及び第28条第3項の規定に基づき、職員の意に反する降給に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定するもの。</p> <p>2 条例の構成 (1) この条例の趣旨を定める。(第1条) (2) 降給の種類について定める。(第2条) 降給の種類は、降格（職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更すること。）及び降号（職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更すること）とする。 (3) 降格の事由について定める。(第3条) 管理監督職勤務上限年齢による降任等を降格の事由とする。 (4) 降号の事由について定める。(第4条) (5) 降給の手続について定める。(第5条) (6) 受診命令に従う義務について定める。(第6条)</p>
----	--

	<p>(7) この条例の実施に関し必要な事項を市長が定めることを定める。(第7条)</p> <p>(8) この条例の施行期日を定める。(附則第1項)</p> <p>(9) 給与条例附則第11項の規定の適用を受ける職員の降給の特例について定める。(附則第2項及び第3項) 当分の間、給料月額7割措置による降給を第2条に規定する降給に位置づけるとともに、職員の意に反する降給処分に関する処分説明書の交付義務対象から除く。</p> <p>(10) この条例の制定に伴い、平塚市職員の分限に関する条例の一部を改正する。(附則第4項)</p> <p>3 施行日 令和5年4月1日</p>
結果	審議の結果承認された。

(5) 平塚市市税条例の一部を改正する条例(案)について

概要	<p>1 固定資産税の課税標準の特例措置に係る特定割合の見直し等</p> <p>(1) 改正の趣旨 地方税法の一部改正に伴う平塚市市税条例の一部改正。</p> <p>(2) 改正の概要 固定資産税の課税標準の特例に係る割合を見直すほか、必要な規定を整備する。</p> <p>2 連結納税制度からグループ通算制度への移行に伴う法人市民税に関する条文の整理</p> <p>(1) 改正の趣旨 法人税に関して、企業グループ全体を一つの納税単位とする連結納税制度から、企業グループ内の各法人を納税単位としつつ損益通算等の調整を行うグループ通算制度に移行されたことに伴う平塚市市税条例の一部改正。</p> <p>(2) 改正の概要 条文から文言を削除するほか、改正に伴う経過措置を規定する。</p>
結果	審議の結果承認された。

(6) 平塚市個人情報の保護に関する法律施行条例（案）について

概要	<p>1 平塚市個人情報保護法施行条例骨子（案）に関するパブリックコメント手続の実施結果について 令和4年5月6日から6月6日にパブリックコメント手続を実施し、意見が1件あったため回答を含めて報告する。</p> <p>2 平塚市個人情報の保護に関する法律施行条例（案）について 個人情報の保護に関する法律が全国地方公共団体に適用になることに際し、条例に委任された部分を新規条例として「平塚市個人情報の保護に関する法律施行条例」として制定する。</p>
結果	審議の結果承認された。

(7) 平塚市個人情報保護条例を廃止する条例（案）について

概要	個人情報の保護に関する法律が全国地方公共団体に適用になることに際し、現行の平塚市個人情報保護条例を廃止する必要がある。
結果	審議の結果承認された。

(8) 第23次（大神・吉際地区）住居表示整備事業について

概要	<p>本事業は、分かりやすく、訪ねやすいまち、さらに緊急車両等の到着時間の短縮や、郵便、宅配の効率化等、市民生活の利便性向上のために、昭和39年より進めている。</p> <p>大神・吉際地区では、地元自治会などと住居表示実施後の「町の区域及び町名」に係る検討を進め、令和4年1月に「町の区域及び町名（案）」が提出され、令和4年5月に平塚市住居表示審議会にて、原案及び実施期日について異議なしの答申を受けた。</p> <p>令和4年7月に、答申を得た「町の区域及び町名」について、住居表示に関する法律に基づく公示を行ったが、変更請求は提出されなかったため、地方自治法の規定に基づき、令和4年12月議会に上程する。</p> <p>※参考：実施地区面積 約193ha (大神：約180ha 吉際：約12ha 田村：約1ha)</p>
結果	審議の結果承認された。

(9) 平塚市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例（案）について

概要	<p>1 改正概要 地方公共団体の議会の議員又は長の選挙における公費負担の限度額は、公職選挙法に定める国会議員の選挙における公費負担の限度額に準じて条例で定めることとされている。</p> <p>このたび、公職選挙法施行令の一部が改正され、国会議員の選挙における選挙運動の公費負担の限度額が引き上げられたことから、市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラ及びポスターの作成に係る公費負担の限度額を引き上げるもの。</p>
----	--

	2 施行年月日 公布の日から施行する。
結果	審議の結果承認された。

(10) 平塚市民病院職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
(案) について

概要	<p>1 改正理由 地方公務員法等の一部改正に伴い、国家公務員に準じて令和5年度から職員の定年を段階的に65歳まで引き上げることから、定年前再任用短時間勤務制に関する文言を整備する。</p> <p>2 関係条例 平塚市民病院職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正</p> <p>3 施行日 令和5年4月1日</p>
結果	審議の結果承認された。

以 上